

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2003.12.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第25号

地域ケアの担い手としての介護支援専門員を考える

北海道浅井学園大学人間福祉学部講師 若狭 重克

介護保険制度では、その基本的理念を「高齢者の自立と生活の質の向上」としている。そこでは、いかにして個々人の生きかたを尊重した「自立支援」を展開する地域ケア体制を構築していくのかということが大きな課題として指摘されている。地域ケア体制構築に向けての具体的課題は、法制度及び各種サービス等の基盤整備に加え、支援方法を確立する一方、その担い手である専門職を育成・確保していくことなどが考えられる。居宅介護支援(ケアマネジメント)は、支援方法の確立という側面から法定化された支援枠組みである。また、今日の「利用者主体」における利用支援とは、「当事者が自己責任によりサービスを選択・利用し、それによってより自立的な生活を送ることができるよう継続的に行われる一連の支援過程」であると考えられる。それは、早期にニーズを発見し必要な支援へとつないでいくという考えかたであり、自立した生活に向けたサービスの適切な選択を支援することである。そして、サービス利用によってどのような変化が生じるのかを見守り、継続的に必要な対応を行うことが求められている。地域ケア体制においては、それが恒常的に機能する体制づくりが必要であり、加えて選択によって自立生活を確保するということは、そもそも選べるべきサービスが十分あり、その情報が適宜提供されていないなければならない。

このように地域ケアの展開という観点から居宅介護支援のあり方を考える場合、介護支援専門員のあり方や位置づけが問われることになる。

そもそもケアマネジメントとは、アセスメントにもとづきケア(ケース)をマネジメントすることと考えられるが、それは状況を評価しそれに対応する最適な援助を提供することである。そして、介護保険制度の基本理念に照らすならば「自立生活」(サービスを利用しながら生活で

きることを)を目標とするものである。居宅介護支援法定化の一つの意義は、その目標に向けて、行政による「措置」から離脱し、現場の高齢者に近い立場の人間によってアセスメントとマネジメントが展開できるという点にある。また、ケアマネジメントのもう一つの意義は、評価(evaluation)により援助へフィードバックされるシステムが確保されていることである。つまり、ケアマネジメントにおいては、アセスメントとマネジメント及びエヴァリュエーションをとおしてどのような援助がどの程度不足しているのかを把握することが可能になり、基盤整備の不備などを指摘していくための材料を得ることが容易になるのである。このことから考えられることは、介護支援専門員の仕事が限りある資源のもと1週間のケアプランを作成することではなく、各種サービスがニーズに応じて用意されることに向けての努力を伴うということである。こうした点からケアマネジメントの地域ケア体制構築に向けての意義を考える場合、日々の業務が社会資源の状況整理と開発につながっていくことがわかるのではないだろうか。つまり、介護支援専門員は地域ケア体制構築に向けての役割を担うことになるのである。

現在、基幹型在宅介護支援センターを中心に「地域ケア会議」が実施され、そのあり方が問われているところであり、介護支援専門員は直接・間接にこの会議と関係する立場にある。今後の地域ケアにおける介護支援専門員の役割を考える際、個別援助としてのケアマネジメントとして収斂するのではなく、その基盤に立ち地域ケアシステム構築という構造面においても重要な役割があることを認識すべきであろう。これは、「ケアマネジメントシステム」あるいは「地域ケアのマネジメント」として、ケアマネジメントに大きく影響を及ぼす課題であると考えられる。

札幌市からの情報提供

高額サービス費についてのお願い

高額サービス費につきましては過去にも紹介させていただきましたが、この制度を知らない利用者やご家族の方がまだ多くいるとの声もありますので、再度お知らせさせていただきます。

介護保険においては、ご承知のとおりサービス費用の1割が利用者の負担となるのが原則です。

この利用者負担(1割負担)には上限額が設けられており、利用者が1ヵ月に自己負担した額が上限額を超えた場合は、この超えた部分に相当する額が、申請に基づ

き高額サービス費として支給(払い戻し)されます。

ケアマネジャーの皆様は、サービス利用票別表の作成を通じて、利用者負担額について誰よりも詳しく把握していると思われますので、その額が高額サービス費の対象となるようであれば、利用者やその家族に、高額サービス費の支給申請につきまして助言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

利用者負担の上限額及び申請に必要な書類は以下のとおりです。

区 分	上 限 額
下記以外の方	37,200円
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円
生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	15,000円

【申請に必要な書類】

- 高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書
※申請書は個人毎・毎月が必要となります。
用紙は区役所保健福祉サービス課にあります。
- 領収証
※被保険者本人宛のもの。
- 介護保険被保険者証
- 被保険者本人の銀行預金口座の確認できるもの。
※郵便局へは振込みできません。本人名義の口座がない場合は申請前に区役所保険福祉サービス課へご相談ください。

(例) 限度額まで訪問介護を利用した場合の高額サービス費支給可否

	支給限度基準額 (単位)	費用額(円)	給付額(円)	自己負担額(円)	高額上限額(円)		
					15,000	24,600	37,200
要支援	6,150	62,607	56,346	6,261	×	×	×
要介護1	16,580	168,784	151,905	16,879	○	×	×
要介護2	19,480	198,306	178,475	19,831	○	×	×
要介護3	26,750	272,315	245,083	27,232	○	○	×
要介護4	30,600	311,508	280,357	31,151	○	○	×
要介護5	35,830	364,749	328,274	36,475	○	○	×

また、同じ世帯にサービスを利用した方が2人以上いる場合は、各々の利用者負担額を合計することができます。その合計額が上限額を超えた場合は、超過分が高額サービス費として支給されます。(この場合、申請は各々必要となります。)

なお、施設入所時の食事代や日常生活費、福祉用具購入費や住宅改修費、さらに支給限度額を超えて利用したサービスや介護保険の給付対象外となるサービスなどにかかる利用者負担額につきましては高額サービス費の支給対象とはなりませんのでご注意ください。

高額サービス費の支給額を決定するためには、その

利用した月に提供されたサービスの実績を確認することが必要ですが、この実績はサービスを提供した事業者を支払われる介護報酬の審査が完了しなければ確認することができないため、支給まで3~4ヵ月程度要することとなります。この期間、一時的に利用者が費用を負担していることとなりますが、1ヵ月の利用者負担が上限額を超える見込みがある場合は、この費用負担が困難な方を対象とした貸付制度もありますので、利用者からの相談がありましたら、区役所保健福祉サービス課への相談を助言いただくようお願いいたします。

■通院等乗降介助実施事業者について

今年度の介護報酬改定に伴い、居宅サービス費のうち訪問介護において「通院等のための乗車又は降車の介助」にかかる報酬が新設されておりますが、当該報酬の算定に際しては、事業者が都道府県に届出を行うこととされております。ここで、これまでに当該報酬算定にかかる届出が行

われた訪問介護事業者(札幌市内分)につきまして参考までにお知らせいたします。

なお、下記の内容につきましては平成15年9月30日現在の情報となっておりますので、サービスの実施状況など詳細につきましては各事業者にご確認ください。

法人名	事業所名	事業所番号	事業所住所
北星ハイヤー株式会社	北星ケアサービス	0170100499	札幌市中央区北1条西21丁目2-22
株式会社 絆	ケアネットワークきずな	0170100044	札幌市中央区南1条西7丁目1番地 ビルチングフクダ5F
合資会社 愛優	訪問介護事業所愛優	0170100747	札幌市中央区南4条西10丁目1004番地1
株式会社 進幸	POPケア	0170100440	札幌市中央区南3条西2丁目1-1 塚本マリオンH&Bプラザ
合資会社 にいで	ヘルパーステーションにいで	0170100606	札幌市中央区南8条西13丁目3番33号 コーポ新出1号室
特定非営利活動法人 ケアふしみ	ケアふしみ訪問介護事業所	0170100911	札幌市中央区南17条西16丁目5番18号
有限会社 コアガード	有限会社コアガード	0170100895	札幌市中央区南5条西9丁目1014番地1 ソシエール南5条ビル608号
特定非営利活動法人 STネットサブウェイ	ななかまど介護サービスステーション	0170100929	札幌市中央区南14条西1丁目2番11号 アームス中島公園201号
有限会社 グローリーワーク	ヘルパーステーションぐるーりー	0170100952	札幌市中央区北5条西6丁目 第2道通ビル907号
医療法人社団 恵和会	医療法人社団恵和会 ホームヘルプサービス「えん」	0170100150	札幌市中央区宮の森1237番地1
有限会社 優愛	いこいケアセンター指定訪問介護事業所	0170200851	札幌市北区篠路3条8丁目8番1号
有限会社 オールマイティ	ファミリーサポートケアセンター	0170201271	札幌市北区新琴似7条16丁目5-25 山口ビル7F
特定非営利活動法人 介護サービス温巴舎	介護サービス温巴舎訪問介護事業所	0170200638	札幌市北区新川4条7丁目1番5号
社会福祉法人 伏古福祉会	藤苑訪問介護事業所	0170200083	札幌市東区伏古7条3丁目1番33号
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	Origin	0170201164	札幌市東区北20条東1丁目5番1号 大西ビル1階
株式会社 コムスン	株式会社コムスン札幌東豊ケアセンター	0170200828	札幌市東区北22条東15丁目4-22 おおぎビル22 2F
株式会社 在宅介護サービスサブチャン	株式会社在宅介護サービスサブチャン	0170201222	札幌市東区北25条東5丁目1番21号
有限会社 プロケア	有限会社プロケア	0170200406	札幌市東区北31条東9丁目3-10
合資会社 北海道ケアシステム	在宅介護支援サービス札幌	0170201123	札幌市東区北32条東17丁目1-20
特定非営利活動法人 アスク生活支援センター	特定非営利活動法人(NPO) アスク生活支援センター 指定居宅サービス事業所 ヘルパーステーションライズ	0170200752	札幌市東区北37条東28丁目6-10
特定非営利活動法人 幌アシストセンターマザー	札幌アシストセンター マザー訪問介護事業所	0170200950	札幌市東区北27条東18丁目4番14号
有限会社 ホームケアサプライ	ホームケアサプライ	0170201461	札幌市東区北49条東5丁目1番17号
株式会社 ノース・フィール	株式会社ノース・フィール 指定居宅サービス事業所 訪問介護ヘルパーステーションライズ	0170201487	札幌市東区北37条東28丁目6番10号 ネオエスペランス
合資会社 アットホームケアサービス	ヘルパーステーションアットホームケ アサービス	0170201495	札幌市東区北36条東15丁目2番8号
特定非営利活動法人 恵存会	ホームヘルパーCURE(キュア)	0170501654	札幌市白石区平和通15丁目北7番13号 和幸マンション102号
コスモネット株式会社	さわやか健康くらぶ	0170500185	札幌市白石区東札幌2条4丁目1番1号
株式会社 理想ケア・サービス	理想訪問介護ステーション	0170500276	札幌市白石区東札幌2条6丁目5-1 ターミナルハイツ白石507号
合資会社 たけうち	ヘルパーステーションたけうち	0170501225	札幌市白石区北郷4条4丁目20番11号
合資会社 ジョイワールド	ヘルパーステーションいきいき米里	0170501613	札幌市白石区東米里2124番地96
特定非営利活動法人 北海道たすけあいワーカーズ	北海道たすけあいワーカーズ・むく	0170500490	札幌市白石区北郷8条8丁目7番4号
合資会社 優美	訪問介護事業所たんぼ	0170501266	札幌市白石区栄通17丁目17番14号
有限会社 ウェルフェア	指定訪問介護事業所 ライフ・パートナー	0170501696	札幌市厚別区上野幌1条3丁目6番1号
有限会社 ライフケアサービス	ヘルパーステーションなのはな	0170501936	札幌市豊平区中の島2条12丁目4番1号 (15.08.31廃止)
株式会社 協友	ケアネット	0170501704	札幌市豊平区美園8条7丁目1-17 ルピナスビル

法人名	事業所名	事業所番号	事業所住所
三井ヘルスサービス株式会社	三井ヘルスサービス株式会社	0170500300	札幌市豊平区平岸2条3丁目6-13 三井ビル平岸内
株式会社 ノアコンツェル	ノアコンツェルケアセンター	0170501449	札幌市豊平区平岸6条12丁目1番20号
企業組合 五合庵	五合庵社会福祉士事業所訪問介護事業所	0170501175	札幌市豊平区中の島2条8丁目1番11-201号
社会福祉法人 秀寿会	秀寿園ホームヘルプサービスステーション	0170500060	札幌市清田区真栄395番地1
特定非営利活動法人 北海道たすけあいワーカーズ・ぼっけ	訪問介護ステーション・ぼっけ	0170501563	札幌市清田区清田1条2丁目2-1 大滝ビル
特定非営利活動法人 ボランティア杜の家	ボランティア杜の家	0170501662	札幌市清田区清田6条3丁目1番3号 徳永荘202号
有限会社 芸術の森シルトピアホームケアサービス	芸術の森シルトピアホームケアサービス訪問介護部	0170501282	札幌市南区石山東7丁目1番1号 芸術の森シルトピア
寿ハイヤー株式会社	ことぶきヘルパーステーション	0170501126	札幌市南区川沿5条2丁目2番1号
有限会社 鍼灸健壮院	ホームヘルプサービスステーション けんそういん	0170400576	札幌市西区西町南8丁目2-11
社会福祉法人 宏友会	西野ケアセンター指定訪問介護事業所	0170400204	札幌市西区西野2条8丁目1番8号
株式会社 ほくおうサービス	ケアセンターほくおう	0170400634	札幌市西区西野5条2丁目7番8号
有限会社 まごころ	訪問介護ステーションまごころ	0170400774	札幌市西区八軒7条東4丁目3番11号
人材開発株式会社	訪問介護ステーションまごころ	0170400253	札幌市西区八軒7条東4丁目3番11号 アートヒルズ内(15.05.01廃止)
有限会社 爽コーポレーション	さわやかサポートサービス	0170400691	札幌市西区発寒11条1丁目13-20
特定非営利活動法人 サポート二十四	特定非営利活動法人サポート二十四 指定訪問介護事業所	0170400535	札幌市西区発寒3条5丁目6-1
特定非営利活動法人 ロータス会	指定訪問介護事業所ヘルパーステーション華	0170400592	札幌市西区西野3条10丁目6-10
株式会社 東邦ケアサービス	東邦ケアサービス	0170400790	札幌市西区発寒14条11丁目1番15号
有限会社 メディウェル ジャパン	フレンドリー訪問介護ステーション	0160490173	札幌市西区八軒6条西1丁目8番1号
有限会社 真心の会	真心の会指定訪問介護サービス	0170400717	札幌市手稲区金山1条1丁目5番6号
株式会社 カーム	カーム宮の沢訪問介護ステーション	0170400667	札幌市手稲区西宮の沢4条2丁目198番地1 ライフコート宮の沢
社会福祉法人 神愛園	神愛園手稲ヘルパーステーション	0170400196	札幌市手稲区手稲金山124番地1

●●●●「通院等に関わる訪問介護サービスQ&A」●●●●

会員の皆様からよくあるお問合せに、通院等に関わる訪問介護についての統一した解釈を示してほしいとの要望があります。未だに解釈上の不透明さがあり混乱することが多いのは事実。しかし、逆に厳格な解釈をつけていくなら融通性がなくなることも予測され、代替としての公共交通機関や移送ボランティア等が充実している札幌はともかく、郡部の状況を考えて、まさに痛し痒しの状況ではないでしょうか。

今回、よくある質問についてQ&Aを作成しましたのでご参照ください。

※ただし文責は執筆者にありますことと、これらの解釈は今後の通知等により変更される場合がありますことを申し添えます。

Q1 公共交通機関(バスやタクシー等)を利用してヘルパーが付き添う場合は、要支援でも身体介護をケアプランに位置付けられるか？

A1 公共交通機関を利用する場合は、その開始(外出のための身体介護による準備)から終了(帰宅して着替え等の後介助)まで、身体介護となります。この場合は、行き準備・乗車・降車・院内の付き添い(単なる待ち時間は含まれません)・帰りの乗車・降車・後介助等で具体的身体介護をする予定の時間の総計を身体介護として位置付けます。要支援の方でも身体介護の具体的行為が必要とケアマネジャーが判断すれば、位置付けられます。

Q2 ヘルパーが自ら運転する自動車に利用者に乗せる場合、基本的に(一定の条件での要介護4・5の方を除いて)「通院等のための乗車又は降車の介助」のケアプランとなるが、この

ケアプランをもとに事業者が通院介助をする場合、身体介護中心型の算定はできないこととなっている。仮に「通院等のための乗車又は降車の介助」の届出を行っていない事業者が同様のサービスをする場合は、ケアプランで身体介護中心型を位置付けられるか？

A2 「通院等のための乗車又は降車の介助」の届出をしていない事業者は、同様のサービス(ヘルパーが自ら運転する自動車に利用者に乗せること)について身体介護中心型の算定もできません。ですから、ケアプランに位置付けることはできません。

Q3 Q2の例で、ヘルパーステーションがヘルパーとは別に専属運転手を派遣する場合は、「通院等のための乗車又は降車の介助」を行えるかどうか(届出をしているかどうか)に関わらず、ケアプランで身体介護中心型を位置付けられるか。

A3 ヘルパーによる、具体的身体介護が必要であれば、ケアプランとして身体介護中心型が位置付けられます。乗車中の身体介護行為が必要とケアマネジャーが判断した場合は、その予定時間を位置付けます。

Q4 ヘルパーが家族の運転する車に同乗して乗車、降車の介助をする場合は、身体介護中心型をケアプランで位置付けられるか。

A4 運転する家族が乗車、降車の介助ができないこと、移送中の気分の確認を含めた通院・外出介助が必要なことなどを、ケアマネジャーのアセスメントにより判断した場合には、身体介護中心型を位置付けることができます。

Q5 家族が通院の送迎をし、病院内のみヘルパーの付き添いを依頼されたが、これは訪問介護(身体介護中心型)としてケアプランに位置付けることは不適切となっているが、そのとおりか。

A5 訪問介護は居宅での介護が原則で、外出支援についても、居宅から、または居宅へという要件が必要です。院内のみの付き添いは認められていません。

Q6 Q5の例で、院内は付き添って帰りのみ家族の運転する車に同乗して乗車、降車の介助をする場合、ケアプランに位置付けられる提供時間は院内介助時間と帰りの時間の合計の見込みとなるか(乗車中の介助が必要な場合)。

A6 ケアプランに必要な介護(院内介護がどの程度必要かによる)として位置付けられている合計時間が、提供

ワンポイントアドバイス

【 家族による通院介助が困難で、訪問介護による通院介助(徒歩や車椅子で行けるような近隣を除く)をケアプランに位置付ける場合。**】**

● 本人の心身の状況、経済状況、限度額の勘案、タクシー券等の所持状況、介護者の状況、その地域の公共交通機関の整備状況などをアセスメントし、①公共交通機関を利用してヘルパーが同行するか、②訪問介護事業者のサービス(介護タクシーや事業者の車の利用等)を利用するか、③移送ボランティア等を利用するか、④家族介護は無理だが車は出せるか等、本人・家族にサービス内容や料金などを説明し、選択していただく。

②の場合で、運転手とは別に一人ヘルパーが派遣される場合は、乗降車は「身体介護」の扱いとなりますが、乗車中の介助が必要かという点が最大のポイントです。また、乗降車時の2人介護が必要かどうか(障害も体重も重い等)についてもアセスメントが必要です。それにより、派遣内容、料金が変わることがありますので。

②の訪問介護事業者を選択した場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」サービスが適当とアセスメントすれば、その届出をしている事業者から選択します(P3~4に札幌市の届出事業所一覧を掲載しておりますのでご参照ください)。運転

時間となります。※基本的に通院介助は行き帰り一連の行為として算定するが、このような場合は帰りのみの算定も可。

Q7 「通院等のための乗車又は降車の介助」については、道路運送法上の許可がなくても届出をすることはできるが、その場合の移送料について、会員制のボランティア移送サービスとして一定の料金をとることができるか。

A7 移送料については、道路運送法を所管する北海道運輸局に確認してください。

Q8 「通院等のための乗車又は降車の介助」の「等」の範囲について、買い物は含まれるのか。また、通院の帰りに買い物に寄った場合、買い物付き添いの分、身体介護中心型をケアプランに位置付けることができるのか。

A8 「通院等のための乗車又は降車の介助」には、ケアプランに基づくものであれば、買い物も含まれます。また、通院の帰りの買い物の必要性について明らかではありませんが、この質問では「通院等のための乗車又は降車の介助」を位置付けていますので、「身体介護中心型」を付け加えることはできません。

Q9 Q8の例で、訪問介護事業所の運転手が運転する車で別に一人ヘルパーが付いている場合は、行き帰りの身体介護の他に、利用者に付き添う買い物の部分を身体介護中心型として位置付けることができるか。

A9 ケアマネジャーがアセスメントにより必要と判断した場合、ケアプランに位置付けることができます。

手とは別にヘルパー派遣による「身体介護」が必要と認められるアセスメントであれば、そのような対応のできる事業所を探します。

以上のアセスメントをした上で、もっとも適切と思われるサービスを実施する事業者をあたり、カンファレンス(打ち合わせ)をした上で、ケアプランに位置付けます。

※なお不明な場合は、支庁や道庁へお問合せした上でケアプランを策定するといいでしょう(問合せ内容は、記録として残しておきます)。

要するに、すべてはケアマネジャーのアセスメントにかかっているということです。すべての給付管理対象サービスはケアプランに明確に位置付けられていることが実施の条件であります。

(文責) 居宅介護支援事業所 西円山在宅ケアセンター次長
奥田 龍人

ケアマネ 日誌 ⑪

東区 手塚弘志
支部長
(もえれパークサイド・
ケアマネセンター所長)

糖尿病の悪化で入院していたAさん。S病院へ容態を確認すると、そろそろ退院はできそうな状況とのこと。しかし心身状態は低下傾向で病状管理を含め様々な課題がある。かなり検討と調整が必要な状況だ。業務終了後の落ち着ける時間をあえて待って作戦を練ることに。と思った矢先に、外線電話が鳴り響く。新規の相談だ。どうしようかなあ…。Cさんが今月から数ヶ月老健施設への入所予定だし、まあなんとかかな。引き受けますと返事を返す。とはいうものの、こんな「みきり発車でいいのだろうか」と自問自答。こなせるだろうか、と一抹の不安も。いろんなことが頭を駆け巡る。

しかし、経営を考えるとこれ以上の件数をこなさないとまずいしな…。いつものように無意識に電卓を叩くと、相変わらず淋しいデジタル数字が表示され、ため息が…。これだけやって、こんなもんか…。

そうだ、がっかりしている場合じゃなかった。Aさんの事を検討しなくちゃ。えーっと、病状は…、服薬状況は…、食事の準備は…、リハビリは…、経済状況は…、夫の介護力は…。

こうして夜な夜な「一人つぶやき検討会」は続くのであった。

1日3件～4件のお宅を毎日訪問していると、休みの日には「誰とも話したくない」症候群になることが時々ある。先日もちょっと疲れていて、自宅で横になっていると、1本の電話が鳴る。遠方に住んでいる母親から「元気かい」と第一声。細かな返事も面倒だったため、「まあまあ」とぶっきらぼうに返答。「少し話して電話を切る。疲れているから」として利用者の前ではそんな態度や言動はしないのに、母親にはつい「今は話したくない」と言わんばかりの態度だったと自己嫌悪。時間をおいて電話をかけ直す。母親は何も嫌な思いなど感じていないかのように言葉を返してくれる。それに

よってさらに自己嫌悪。「これくらいの疲れやストレスで感情を抑えられなくてどうするんだ」と自分自身を責める。そういえば、あんまり気分転換になることしてないな。自分自身のケアプランも作らないとだめか…。短期目標はストレスの解消、サービス内容はカラオケ、援助者は友達ってところかな…。

ふとした数分の出来事だったけど、自分を見つめ直す瞬間であった。母親にも感謝しないとな…。

Fさんを担当して3年が経過する。Fさんの奥さんは、昨年転倒し右腕を骨折後に時々疼痛があり、日常生活が徐々に支障が出てきたため要介護認定の申請を行い、要支援の認定結果が出る。同居の息子さんからFさんの奥さんのケアマネも担当してほしいと依頼され、契約することに。

外出の機会もめっきり減り運動不足がち、入浴は自宅の浴槽が狭くて一人ではなかなか入りにくい状況。諸々のサービス利用を勧めるも、Fさんの奥さんはもう少ししてから考えたいとの意向。

その後もタイミングを見計らっては奥さんへ諸々の提案を試みるが進展はないまま。果たして契約することに意味はあったのだろうか。契約する前も同じことはしてたけどなあ、と思いながらも、Fさんの奥さんの定期訪問を重ねること数ヶ月。収入にはならなくても大事な事っていろいろあるんだよなあ。またジレンマとの戦い。これで第何ラウンドになるであろうか。最近、負けこしてるな…。

これから3件の訪問をしようとしていた月末の忙しいとある日の朝に1本の電話。「昨日手すりが無事についたよ、早めに対応してくれてありがとう」とKさんの奥さんからのお礼の電話。

電話がくる前までは訪問に出るのが憂うつな気分だったけど、たった1本のその電話で不思議と元気になる自分。「こっちこそありがとう」だよ…。俺って単純な人間だなあ、とつくづく感じる瞬間。

精神的にきついことが多いけれど、時々こうした何気ない出来事によって救われるんだよなあ…。この仕事を続けられる理由の1つでもある。さあ、気を取り直して訪問、訪問。こうしてまた、終わりのなき訪問ラッシュは続く。

トピックス コーース

1. ケアマネ試験約6,000人が受験

第6回介護支援専門員実務研修受講試験が10月26日、道内8会場で行われた。申込者6,301人に対し、94.8%の5,976人が受験。前回に比べ24.3%、1,167人の大幅増。前は合格率30%を切っており、今回は受験者数が大幅に増えたことでさらに狭き門になることが予想される。

訪問看護の充実強化へ

厚生労働省は、国内の訪問看護体制、在宅ホスピス充実強化を図っていくため、16年度から都道府県毎に推進協議会を設置し、研修、モデル事業、実態調査を地域で進めていく考え。北欧では看護師の3分の1が訪問看護や在宅ケアに関わっているが、日本はわずか2%にすぎない。

高齢、障害者も自宅で自分らしく住み続けたいとの要望がますます高まる中で、ニーズに応えるのに必要な看護技術、質の確保、環境整備を進めていくのがねらい。

居宅介護支援、訪問介護等、順調に増える

介護サービス事業所における利用者数は、居宅介護支援、訪問介護、通所リハビリ、短期入所などが順調に増加している一方で、通所介護はやや減少、訪問入浴はほぼ横ばいと、サービスにより格差が出てきていることが、厚生労働省の14年度介護サービス施設・事業所調査概況でわかった。

4. 全国市長会が意見書一介護保険基本的見直し一

全国市長会は、①ケアマネジャーの中立性・公平性をさらに保証するため具体的検討、②要介護認定の有効期限を原則6ヵ月から12ヵ月に延長、認定手続き簡素・効率化の必要措置を講じる、③グループホー

ムや特定施設の指定のあり方検討や住所地特例の適用など、介護保険制度の基本的見直しに関する意見をまとめた。厚生労働省、社会保障審議会介護保険部会などに提出し、今後の検討に反映されるよう要望する。

5. 日本成年後見法学会が発足

成年後見制度の調査研究や利用促進、連携などを図る日本成年後見法学会が11月2日発足した。会員は、研究者、弁護士、社会福祉士、司法書士、税理士、医師、医療・介護関係機関職員ら、成年後見に関する実践活動、法的問題を研究する個人。正会員、賛助会員、会友、合わせて約700人でスタート。今年度は、学会誌、ニュースレター発刊などの他、制度活用啓発や学会周知活動を推進する。

《問い合わせは、TEL03-5351-1571まで》

6. 年金改革 厚生労働省案の骨子発表

- 厚生年金保険料率(現行13.58%、労使折半)を来年10月から0.354%を段階的に引き上げ、22年度に20%で固定する。
- 年金積立金(約147兆円)を95年かけて取り崩し、給付水準5割以上を維持する。(現行59.4%)
- 基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げる。
- マクロ経済スライドを適用。前年度の名目年金額を下回る場合は、前年度の名目年金額を維持する。
- 70歳以上の会社員・役員からも厚生保険料を徴収。一定以上の収入があれば年金額も削減する。
- 週20時間以上(現在、週30時間)の短時間労働者も厚生年金に加入する。
- 夫婦の厚生年金分割(妻は夫の厚生年金の半額を受給)、離婚時の厚生年金分割を制度化する。

掲示板コーナー

日時末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

● 中央区支部定例会

日時▶12月15日(月)18時30分～(※)
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶居宅介護支援事業所の自己評価表の活用について
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

● 北区支部定例会

日時▶1月21日(水)18時30分～20時(※)
会場▶北区民センター
テーマ▶ケアマネと在宅介護支援センター
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

● 東区支部定例会

日時▶1月17日(土)14時～16時(※)
会場▶東区民センター
テーマ▶悪徳商法について(仮題)
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

● 白石区支部定例会

日時▶1月22日(木)18時30分～(※)
会場▶白石区民センター
テーマ▶介護タクシーの現状と今後
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

● 厚別区支部定例会

日時▶①12月9日(火)18時～(※)
②1月13日(火)18時～(※)
会場▶①・②厚別区民センター
テーマ▶①地域で使える介護保険外のサービスについて
②事例検討
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

● 豊平区支部定例会

日時▶①12月16日(火)18時30分～20時(※)
②1月20日(火)18時30分～20時(※)
会場▶①・②豊平区民センター
テーマ▶①北欧視察報告
②在宅死から考える地域ネットワーク
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

● 清田区支部定例会

日時▶1月21日(水)18時30分～(※)
会場▶清田総合庁舎大会議室
テーマ▶研修会
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

● 南区支部定例会

日時▶1月19日(月)18時30分～(※)
会場▶南区民センター
テーマ▶事例検討と痴呆の理解について
講師▶札幌市精神保健福祉センター所長 築島 健氏
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

● 西区支部定例会

日時▶1月20日(火)18時30分～(※)
会場▶西区民センター
テーマ▶情報交換会(新年会)
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

● 手稲区支部定例会

日時▶1月14日(水)18時30分～20時30分(※)
会場▶手稲区民センター
テーマ▶確認しよう、私たち(ケアマネ等)に身近な法律(仮題)
講師▶北海道大学大学院 法学研究科教授 倉田 聡氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆北海道主催の介護支援専門員現任研修がスタートしていますね。業務多忙の中参加されるのは大変でしょうが、折角の研修の機会ですので、日頃の業務の振り返りや一つでも多くのことを身につけてもらえればと思います。年内で終わるのがせめてもの救いでしょうか。
☆平成15年度の北海道ケアマネジメントリーダー活動研修が10月17日～18日に開催され、札幌から20名が参加しました。この関連記事については、機会を見て取り上げたいと思います。
☆忘年会や新年会とお酒を飲む機会が多くなるこの時期。たまには肝臓を休めることが大事ですが、どうしても飲み会が続く時は“ヘパリーゼドリンク”をお勧めします。
☆今年も残すところ1カ月となりました。ほんと早いですね。今年は皆さんにとってどんな1年でしたか。来年も(は)良い年でありますように。(志朗)